函館市環境教育　・　環境学習推進基本方針検討会議設置要領

（設置）
第１条　本市の環境教育・環境学習を幼児から高齢者まで一貫して総合的に推進するために策定する「函館市環境教育・環境学習推進基本方針」について協議するとともに，当該方針の策定後における環境教育・環境学習を円滑に推進するため「函館市環境教育・環境学習推進基本方針検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（審議事項）
第２条　会議は，次の事項を協議する。
(1) 環境教育・環境学習推進基本方針に関すること。
(2) 推進目標に関すること。
(3) 実施状況に関すること。
(4) その他環境教育・環境学習の推進に関すること。

（構成）
第３条　検討会議は，別表に掲げる職にある者をもって構成する。
２　議長は，特に必要があると認めるときは，審議事項に関係のある職員に検討会議への出席を求めることができる。
３　その他議長が認める事項については，構成員の所属する課の係長職の者により協議することができる。

（議長）
第４条　検討会議の議長は，環境部環境政策課長をもって充てる。
２　議長に事故があるときは，議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（召集）
第５条　会議は，必要に応じ議長が招集する。

（庶務）
第６条　検討会議の庶務は，環境部環境政策課が行う。

（その他）
第７条　この要領で定めるもののほか，検討会議の運営その他この要領の施行について必要な事項は，議長が会議に諮って別に定める。

附　則
この要領は，平成１５年７月１５日から施行する。

附　則
別表　（第３条関係）　に交通局運輸課長を追加する。
この要領は，平成１６年１０月１日から施行する。

附　則
この要領は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。

函館市環境教育 ・ 環境学習推進基本方針検討会議　委員名簿

<table>
<tr><td colspan="2">市民部</td><td>市民・男女共同参画課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">子ども未来部</td><td>子ども健やか育成課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境部</td><td>環境政策課長
環境推進課長
日乃出クリーンセンター所長
埋立処分場長</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産部</td><td>農務課長
農林整備課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">土木部</td><td>公園河川管理課長
公園河川整備課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市建設部</td><td>景観政策担当課長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育委員会</td><td>生涯学習部</td><td>生涯学習文化課長
文化財課長
市立函館博物館長</td></tr>
<tr><td>学校教育部</td><td>教育指導課長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企業局</td><td>上下水道部</td><td>浄水課長
終末処理場長</td></tr>
<tr><td>交通部</td><td>電車事業課長</td></tr>
</table>